

篠山市入札監視委員会議事録概要書
(平成 30 年度 第 1 回)

開催日	平成 30 年 7 月 24 日 (火)	
開催場所	篠山市役所本庁舎 301 会議室	
出席委員	委員長 東 泰弘 委員 松本 幸一 山内 猛史	
審議対象期間	平成 29 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日	
抽出案件	総件数 7 件	(備考)
一般競争入札	3 件	市長部局 一般競争入札 2 件 指名競争入札 2 件 随意契約 1 件
指名競争入札	2 件	教育委員会 一般競争入札 1 件 随意契約 1 件
随意契約	2 件	
委員からの意見・質問	<ol style="list-style-type: none"> 1. 篠山市障害者総合支援センタースマイルささやま屋上防水改修工事入札の結果、2 回目の入札で落札者が決定したが、1 回目と 2 回目の応札金額の差が大きい。工事の質が悪くなることはないか。又その検証はどのように行ったのか。 2. 篠山総合スポーツセンター管理棟系統空調設備更新工事の同種又は類似工事の施工実績に関する要件について、篠山市制限付一般競争入札実施要領第 5 条第 1 項第 8 号では、「(中略) 過去 10 年間に当該建設工事と同種又は類似の施工実績を有する者 (中略)」とあり、公告文では要件無しとなっている。矛盾していないか。 3. 篠山市清掃センターごみ焼却施設基幹的設備改良工事入札の参加者が 1 社しかなかったが、他の業者が応札しにくい事案ではないか。 4. 篠山市役所多紀支所移転改修工事について、市の基準によると制限付一般競争入札になる案件が、指名競争入札に至った経緯は何か。 5. 今田地区災害復旧工事について、ランクを変えて再入札したが、参加者が 1 社であった理由は何か。 6. 市立篠山小学校西廊下屋根波板張替工事の随意契約では、見積徴収を 1 社とした理由は何か。 7. 中央監視装置他更新工事の監視装置及び関連機器装置 	

<p>委員からの意見・質問</p>	<p>は、どのくらいの期間使用されたのか。</p> <p>8. 中央監視装置他更新工事の設計積算は、契約者の見積が根拠と聞かすが、業者の言い値にならないか。</p>
<p>委員からの意見・質問に対する回答</p>	<p>1. 応札額の削減は、品質を下げたのではなく企業努力による諸経費削減と考える。品質の検証は、総括監督員等が材料承認時に市の仕様を満たしているかをチェックしている。この案件は、竣工検査時に工事の質に問題はなく、適切な施工ができていることを確認した。</p> <p>2. 監理技術者を専任で配置する特殊な工事は、工事实績の提出を求めているが、この案件は、監理技術者を専任で配置するほどの工事規模でないため無しとした。運用との整合が取れるように、根拠となる実施要領の表現を見直す。</p> <p>3. この案件は、設計施工一括発注方式とし、他の業者も参入できるようにした。</p> <p>4. この案件は、短期間に完成させる必要があるため、当該ランク全者指名とし、篠山市指名競争入札の業者選定基準第 4 条第 1 項第 1 号の特例を根拠とした。</p> <p>5. 他の同種工事が数件あり、この案件よりも金額が高い案件に人気集中したこと、年度末の繁忙期で他の工事を請け負っているため参加者が少なかったと考える。</p> <p>6. 篠山市財務規則第 89 条に「(中略) 2 人以上の者から見積を徴さなければならない。(中略)」が原則であるが、同条第 1 項第 4 号の例外規定に「その他特別の事情があるとき」とある。学校施設における児童の安全を早急に確保する必要があるため、1 社見積で随意契約をした。</p> <p>7. 中央監視装置の使用期間は、12, 3 年、関連機器装置の使用期間は、13, 4 年です。どちらも保証期間 10 年を超過したため、更新工事を実施した。</p> <p>8. 特殊な機械装置を扱う更新工事になると当該業者しか履行できないので、その業者から見積を徴収した。しかし、市の設計価格が業者の見積額と全く同じではなく、諸経費等の部分は、市の単価により積算しているため、業者の言い値で発注している訳ではない。</p>
<p>委員会による意見具申又は勧告の内容</p>	<p>抽出案件については、すべて適切に執行されている。</p>